

# 食 品 安 全 委 員 会 第 221 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 1 月 10 日（木） 14:00～15:30

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

- ・農薬 オキシリニック酸

（厚生労働省からの説明）

（２）農薬専門調査会における審議状況について

- ・「メフェナセット」に関する意見・情報の募集について

（３）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「インダノファン」に係る食品健康影響評価について

- ・農薬「ジチオピル」に係る食品健康影響評価について

- ・農薬「ブロモブチド」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「グリチルリチン酸モノアンモニウム」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「豚サーコウイルス（2 型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバックサーコフレックス）」に係る食品健康影響評価について

- ・遺伝子組換え食品等「GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム（5'-イノシン酸二ナトリウム及び 5'-グラニル酸二ナトリウムの混合物）」に係る食品健康影響評価について

- (4) 国際獣疫事務局（OIE）による BSE ステータス評価に関する我が国のコメントについて（農林水産省からの報告）
- (5) 牛海綿状脳症の疑似患畜の見直しについて（農林水産省からの報告）
- (6) BSE の感染源及び感染経路に関する調査について（農林水産省からの報告）
- (7) 平成 20 年度食品安全モニターの募集について（案）
- (8) 平成 20 年度食品安全委員会予算（案）の概要及び組織・定員要求結果の概要について（報告）
- (9) 食品安全委員会の 12 月の運営について
- (10) その他

#### 4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

（説明者）

厚生労働省 國枝基準審査課長

農林水産省 姫田動物衛生課長、境畜水産安全管理課長

#### 5. 配布資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「オキシリニック酸」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について

資料 2 農薬専門調査会における審議状況について〈メフェナセット〉

資料 3－1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈インダノファン〉

資料 3－2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジチオピル〉

資料 3－3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プロモブチド〉

資料 3－4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

〈グリチルリチン酸モノアンモニウム〉

- 資料 3－5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
〈グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤  
(マストリチン)〉
- 資料 3－6 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
〈孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚  
卵用消毒剤〉
- 資料 3－7 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
〈豚サーコウイルス（2 型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポ  
リマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック サーク  
レックス）〉
- 資料 3－8 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
〈GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された 5´  
リボヌクレオチド二ナトリウム（5´－イノシン酸二ナトリウム及び  
5´－グアニル酸二ナトリウムの混合物）〉
- 資料 4 国際獣疫事務局（OIE）による BSE ステータス評価案及び我が国の  
コメントについて
- （参考配布） 国際獣疫事務局（OIE）による BSE ステータス評価案及び我が国の  
コメントについて
- 資料 5 牛海綿状脳症の疑似患者の見直しについて
- 資料 6－1 BSE の感染源及び感染経路に関する調査について
- 資料 6－2 BSE の感染源および感染経路に関する疫学研究報告書
- 資料 7 平成 20 年度食品安全モニターの募集について（案）
- 資料 8 平成 20 年度食品安全委員会予算（案）の概要
- 資料 9 食品安全委員会の 12 月の運営について（報告）

## 6. 議事内容

○見上委員長 皆様、明けましておめでとうございます。

ただ今から、本年度最初の食品安全委員会第 221 回会合を開催いたします。本年もよろしく願いいたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

厚生労働省から國枝基準審査課長、農林水産省から姫田動物衛生課長が出席されますが、

まだお見えになっていませんけれども、間もなくいらっしゃると思います。それから、境畜水産安全管理課長にも御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 221 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 19 点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1－1「食品健康影響評価について」。その関連資料として、資料 1－2。資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3－1 から 3－3 まだが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3－4 から 3－7 まだが「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3－8「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4「国際獣疫事務局（OIE）による BSE ステータス評価案及び我が国のコメントについて」。その関連資料として同名の参考配布資料を 1 枚。

資料 5「牛海綿状脳症の疑似患畜の見直しについて」。

資料 6－1「BSE の感染源及び感染経路に関する調査について」。

資料 6－2「BSE の感染源および感染経路に関する疫学研究報告書」がございますが、大部になりますことから、傍聴の方にはお配りしておりません。既に農林水産省のホームページに掲載されているとのことです。必要な方は後ほど御覧いただければと思います。

資料 7「平成 20 年度食品安全モニターの募集について（案）」。

資料 8「平成 20 年度食品安全委員会予算（案）の概要」。

資料 9「食品安全委員会の 12 月の運営について（報告）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関の説明について」でございます。

資料 1－1 にありますとおり、厚生労働大臣から 12 月 25 日付けで、農薬オキシロニク酸について食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の國枝基準審査課長から

説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省基準審査課の國枝です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料１－２を御覧いただきたいと思います。オキシリニックの食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価でございます。経緯としましては、昨年12月19日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があったということで、農林水産省から御連絡があったところでございます。

本剤につきましては、既にポジティブリストが導入の際に暫定基準ができていたということで、これについて一昨年になりますけれども、平成18年9月4日付けということで、食品安全基本法の第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価依頼を行っているものでございます。今回は適用拡大ということで、1項に基づく評価を依頼するものでございます。

評価依頼の物質の概要でございますけれども、本薬はキノロン系の合成抗菌剤でございます。現在、農薬としては稲、ハクサイ、ダイコンなどに登録がございまして、動物用医薬品としても牛、豚の細菌性の肺炎など、鶏の大腸菌症等の治療、豚のパスツレラ性肺炎の予防、水産動物のビブリオ病等の承認がございます。

また、ダイコン、ネクタリン等についての食品衛生法に基づく残留基準が設定されているところでございます。今回新たにウメ、モモへの適用が申請されているものでございます。

本薬の国際的な評価の状況でございますが、1994年にJECFAにおいて幼犬における関節軟骨の対抗的变化及びアルカリフォスファターゼの現象が観察され、無作用量を設定できないとの理由からNO ADIと評価されているものでございまして、これについてはADIは設定されていないということで優先的な評価をお願いするという5物質の一つということで既に評価依頼をしているものでございます。

今後の方向ということでございますけれども、食品安全委員会での御評価をいただいた後、薬事・食品衛生審議会において、食品中の残留農薬設定についての検討をする予定でございます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明あるいは記載事項につきまして、何か質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。何かございませんか。

適用拡大ということで、既に食品安全委員会では評価した案件なんですけれども、それ

を更にやるということです。これは 12 月 25 日の厚生労働大臣からの文書によると、農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するという両方ですね。

○國枝基準審査課長　そうです。これはいわゆるキノロン系の合成抗菌剤ということで、動物薬としては使う予定ですが、それ以外に農薬としてもそういう使用用途がございまして、両方の用途があるということになります。

○見上委員長　でも、動物薬に関しては、今回もう既に終わったからやる必要はないということですか。

○國枝基準審査課長　動物薬と農薬の一部のものについては、既に 2 項諮問ということで、しかも ADI が設定されていなかったということで、優先的にお願いしておりまして、今回は新たに農薬に関わる部分の適用拡大ということでございます。

○見上委員長　分かりました。外にございませんか。

どうもありがとうございました。それでは、本件につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。

次に移らせていただきます。農薬専門調査会における審議状況についてでございます。メフェナセットにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○北條評価課長　それでは、資料 2 に基づいて御説明いたします。評価書（案）の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

メフェナセットでございますが、これは 1977 年に日本特殊農薬製造株式会社によって開発されました酸アミド系の除草剤でございます。その作用機構といたしましては、超長鎖脂肪酸生合成阻害によるものと考えられているものでございます。

3 ページの審議の経緯に書かれてございますように、1986 年の 12 月 28 日に初回農薬登録をされております。1 つには、清涼飲料水の関連で 2003 年 7 月 1 日に厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

また、2007 年 8 月でございますけれども、農林水産省より厚生労働省へ魚介類に対します基準設定の依頼がございまして、9 月 25 日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価の内容についての概要を御説明したいと思います。7 ページを御覧いただきたいと思います。まず動物体内運命試験につきましては、SD ラットを用いて検討が行われております。血中濃度動態といたしましては、二相性の減衰を示すということでございます。吸収の方は比較的速やかに行われるようでございまして、投与後 48 時間以内に総投与放射能

の 98%以上が排泄をする。吸収、排泄は早いというタイプのものがございます。

8 ページの方の体内分布を御覧いただきたいと思います。血中 Tmax 付近では腎、肺、肝に比較的多く分布をしているというところでございます。

9 ページにまいります。植物体内運命試験につきましては、水稻を用いて検討が行われております。

飛びますけれども、15 ページに作物等残留試験の結果がまとめられております。その作物残留試験でございますけれども、結果が表 4 に示されております。メフェナセットでございますが、代謝物を含めまして、いずれも定量限界未満ということでございまして、可食部等に対する移行性は少ないということでございます。

若干戻りますけれども、11 ページから土壌中運命試験などの土壌環境中における挙動についての検討結果がまとめられております。このものにつきましては、比較的速やかに土壌中で分解がされるという性質を持っているものでございます。

15 ページに戻りまして、作物等残留試験につきましては、魚介類についてもその最大推定残留値が算出をされております。魚介類における最大推定残留値は 0.75 ppm という結果が得られているところでございます。

一般薬理試験につきましては、17 ページの表 6 の方に結果が取りまとめられております。

17 ページ、急性毒性試験以降、毒性の試験成績がまとめられております。

このものの性質といたしまして、例えば表 10 あるいは表 12 の方に主な所見がまとめられておりますけれども、血液あるいは脾臓に毒性が発現をしているという結果が得られております。

この点につきましてメカニズムの検討も行われておりまして、その結果は、31 ページのその他の毒性試験のところで検討がなされております。

「15. その他の毒性試験」の「(2) メトヘモグロビン及びスルフヘモグロビン形成作用」でございます。

32 ページの上段の方に結果がまとめられておりますけれども、メフェナセットは他のアニリン系化合物と同様、メトヘモグロビン及びスルフヘモグロビン形成作用を有することがラット、マウスで観察をされた。このような作用に基づきまして、毒性が発現したことが解明をされているところでございます。

24 ページにまた戻りますけれども、慢性毒性試験あるいは発がん性試験が、それぞれ検討されております。発がん性につきましては、ラットを用いた 2 年間の慢性毒性／発がん

性併合試験あるいはマウスを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験、いずれの試験におきましても発がん性は認められておりません。

また、28 ページにまいりますが、生殖発生毒性試験につきましてもラットあるいはウサギを用いて検討が行われておりますが、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものが認められておりません。

30 ページにまいりまして、遺伝毒性試験の結果が取りまとめられており、原体、代謝物それぞれにつきまして、*in vitro*、*in vivo* の試験が行われておりますが、結果につきましてはすべて陰性ということでございます。

このような結果を踏まえまして、33 ページに本剤の食品健康影響評価の結果が取りまとめられております。試験成績の結果につきましては、表 34 のところに取りまとめられておりますが、農薬専門調査会は各試験で得られた無毒性量の最小値がラットを用いた2世代繁殖試験の0.7mg/kg 体重/日であったことから、これを安全係数100で除した0.007mg/kg 体重/日を1日摂取許容量と設定したという結論でございます。

このものにつきましては、本日の委員会終了後、本年2月8日までの30日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬3品目、動物用医薬品3品目及び遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。また、動物用医薬品1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議は終了しております。

それでは、農薬3品目につきまして、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3-1から3-3に基づいて御説明をいたします。

資料3-1のインダノファンでございます。インダノファンは除草剤でございます。評価書の3ページの審議の経緯に書かれておりますけれども、今回の諮問につきましては、魚介類への基準設定の依頼ということで、これにつきましてもの評価を行ったものでござい



ます。農薬専門調査会におきまして、２回審議が行われまして、評価書（案）につきましては、昨年１１月２２日より１２月２１日まで、国民からの意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果につきましては最後のページでございます。期間中に御意見・情報というものはございませんでした。したがって、このものにつきましては専門調査会の結果をもちまして、関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

資料３－２のジチオピルでございます。これも除草剤でございます。３ページの審議の経緯にお示ししているとおりでございますけれども、１９９１年初回農薬登録をされました。その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、２００５年１１月２９日に残留農薬基準が設定されているというものでございます。

今回の諮問につきましては、これも魚介類への基準設定の依頼がございまして、それといわゆる第２４条第２項の２つの諮問を受けたものでございます。これにつきましても農薬専門調査会で２回御審議をいただきまして、評価書（案）につきまして、昨年１１月２２日より１２月２１日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

このものにつきましても最後のページに書いてございますが、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがって、このものにつきましても専門調査会の結果をもちまして、関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

資料３－３でございます。プロモブチドでございます。これも除草剤でございます。３ページの審議の経緯を御覧いただければと思いますけれども、これも先ほどのものと同じようにポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定基準が設定されているものでございます。それと今回の諮問につきましては、魚介類への基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

併せまして、第２４条第２項による諮問を同時に受けているものでございます。

このものにつきましても、農薬専門調査会で２回御審議をいただきまして、昨年１１月２２日より１２月２１日まで国民からの御意見・情報の募集があったものでございます。

このものにつきましては、最後から２ページ目のところでございますが、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。ただし、最後のページに評価書の変更点という記載がされておりますが、評価書の食品健康影響評価の部分の最後のところでございますが、ADIの設定に係るところでございます。

ADIを設定した経緯につきまして、より分かりやすく詳細に加筆をさせようということで、この点を変更させていただきたいと思います。ただし、結果については変更ござ

いませんので、このものにつきましても専門調査会の結論をもって関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本3件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となります。インダノファンの1日摂取許容量を0.0035mg/kg 体重/日と設定し、ジチオピルの1日摂取許容量を0.0036mg/kg 体重/日と設定し、さらに、プロモブチドの1日摂取許容量を0.04mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 続きまして、動物用医薬品グリチルリチン酸モノアンモニウム及びグリチルリチン酸アンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤マストリチンにつきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3-4と3-5に基づいて、御説明をいたします。

この2つのものではございますけれども、資料3-5のグリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分といたします動物用医薬品、これはマストリチンと申し上げますけれども、これの製造承認に係る食品健康影響評価の要請を受けまして、厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。したがって、3-5は製剤の評価、その有効成分となっておりますグリチルリチン酸モノアンモニウムの食品健康影響評価が、資料3-4ということでございます。

両方とも、動物用医薬品専門調査会におきまして、2回それぞれ御審議をいただきまして、昨年10月18日から11月16日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

順番は前後いたしますが、資料3-5のマストリチンにつきまして、1通3点の御意見が寄せられております。資料3-5の後ろから2枚目を御覧いただきたいと思います。

まず第1点といたしまして、反復投与毒性試験の内容が理解不能ということでございます。これは私ども事務局のミスでございまして、18- $\alpha$ -グリチルリチン酸とすべきところを18- $\beta$ -グリチルリチン酸としてあったということでございます。この点につきましては、修正をさせていただきたいと思っております。

2 点目でございます。2006 年に ADI を 0.015mg 以上とする論文が出ているのに検討された節がなく、こういったものを踏まえて、再度評価する必要があるのではないかという御意見でございます。

この点につきましては、回答欄に記載がされております。この 0.015mg 以上とする論文については、専門調査会におきましても検討がなされております。

ただ、最終的な健康影響につきましては、ヒトにおける試験成績を基に検討を行ってありまして、この点につきましては EU であるとか JECFA におきましてもヒトにおける試験成績を基に健康影響評価というものが行われているということでございます。

ヒトの試験成績を優先的に考慮いたしまして、こういう評価を行うということでございますので、そのことを記載をさせていただいております。ただし、十分な安全性を見込んだ評価を行っているということをより明確にするために評価書、これは資料 3－4 の有効成分の評価書でございますが、そこの一部について加筆をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、資料 3－4 の 15 ページの「3. 食品健康影響評価について」の第 3 パラグラフの中段のところでございます。「この量は牛の乳汁中残留試験結果が 2 倍量投与の結果であり」という以下のところでございますが、ここを加筆させていただきまして、安全性に十分配慮していくことを示したいということでございます。

なお、15 ページの同じく第 3 パラグラフのところでございますが、そこの 3 行目になります。2 行目の最後の方からでございますが「また、本製剤の休薬期間である 72 時間後の牛の乳汁中残留試験の結果が 0.05～4.0  $\mu$ g/mL」となっておりますが、この mL の後に「であり」という言葉が抜けておりました。これにつきましてはそこを加えた上で修正をさせていただきたいと考えております。

また、資料 3－5 の御意見の方に戻っていただきたいと思います。御意見の 3 番目でございます。御意見の 3 番目といたしましては、グリチルリチンにつきましても、これは添加物としても使われているということで、添加物専門調査会でこのグリチルリチンを評価してほしい。こういう御意見でございます。

グリチルリチンにつきましては、回答欄の方に記載がございますように、既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究が、平成 8 年に検討が行われております。この中で米国において既に評価がなされていることから、基本的な安全性は確認されているという報告がございまして、安全性の検討を現段階で早急に行う必要はないのではないかと考えているという回答をしたいと考えております。

以上のようなことを踏まえまして、評価書の変更点を次ページに記載しております。こ

のような修正を踏まえまして、この評価結果につきまして、関係機関の方に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本２件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 続きまして、動物用医薬品、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料３－６に基づいて御説明をいたします。

まず評価書の２ページを御覧いただきたいと思います。このものは主剤プロノポールというものを含みます製剤でございますけれども、ニシン目魚類の魚卵を消毒するという消毒剤でございます。この第１版関係に書いてございますように、２００４年９月に輸入承認に係る食品健康影響評価について要請がございまして、一度既に評価が行われているものでございます。

今回の諮問でございますけれども、従来使われている用法・用量に別の用法・用量を追加申請をされました。それによりまして、諮問がなされているものでございます。動物用医薬品専門調査会におきまして、１回審議が行なわれまして、本日、評価書（案）が提出されているものでございます。

具体的に申し上げますと、５ページをお開きいただきたいと思います。その「３．用法・用量」のところでございます。従来はこの連日薬浴の用法・用量が設定されておりましたが、今回は間歇薬浴ということで、３日に１日の頻度で薬浴するという用法・用量が追加をされたというところでございます。

これに併せまして、７ページの「３．魚類に対する安全性」のところがございますが、その「（１）ニジマス卵における安全性試験」というところで、その中段に書かれてございますように、２か所の試験所でニジマス卵を用いて間歇薬浴試験が実施された。その結果、投与によると思われる異常は認められなかったという結果が提出をされているとこ

ろでございます。

このものにつきましては、それ以外の安全性に係る新たな知見というものが得られておりません。したがって、通常、国民からの御意見あるいは情報の募集の手続を行っておりますが、このものについては省略をした上で、この結果を関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、国民からの意見・情報の募集は不要とし、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、本動物用医薬品が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 続きまして、動物用医薬品、豚サーコウイルス（２型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック サーコフレックス）につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料３－７に基づいて御説明いたします。

本剤は豚サーコウイルス２型感染に起因する死亡率の改善などを効能・効果とする不活化ワクチンでございます。審議の経緯に記載がございますように、昨年１１月９日に農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について、それぞれ要請があったものでございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして、１回御審議をいただきまして、評価書（案）につきまして、昨年１２月６日から本年１月４日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。したがって、専門調査会の結果を用いまして、通知を行いたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品におけるものと同じ結論となりますが、本動物用医薬品が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長　続きまして、遺伝子組換え食品等 GR-No. 1 株により生産されたグアノシンを原料として製造される 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム（5'-イノシン酸二ナトリウム及び 5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物）につきまして、説明願います。

○北條評価課長　それでは、資料 3－8 に基づいて御説明いたします。本品目は遺伝子組換えによりまして、生産されましたグアノシンを原料として製造された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウムでございます。

このものにつきましては、昨年 10 月 15 日に厚生労働大臣より遺伝子組換え食品等の安全性確保に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、1 回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきましては昨年 11 月 22 日より 12 月 21 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。このものにつきましては、特に御意見あるいは情報というものはございませんでした。

ただし、最後のページに記載がございますけれども、評価書につきまして、それぞれ安全性評価基準あるいは安全性評価の考え方の安全委員会におきまして決定された年月日を加えまして、正確を期すということで一部変更をさせていただきたいと考えております。

結果につきましては調査会の結果をもって、関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長　ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準の附則、遺伝子組換え微生物を利用して製造される添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に生成された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方に基づき安全性が確認されたと判断される。

したがって、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準、本則による改めでの評価は必要ないと判断されるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 次の議事に移らせていただきます。「(4) 国際獣疫事務局 (OIE) による BSE ステータス評価に関する我が国のコメントについて」でございます。農林水産省の姫田動物衛生課長から報告がありますので、よろしくお願いいたします。

○姫田動物衛生課長 農林水産省の動物衛生課長の姫田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 4 に基づいて御説明いたします。御報告ということで「国際獣疫事務局 (OIE) による BSE ステータス評価案及び我が国のコメントについて」ということでございます。

これは参考配布という形になっておりますが、1 枚紙を見ていただければと思います。国際獣疫事務局は 2007 年から現行の OIE コードに基づく BSE ステータスの評価を実施しておりまして、2007 年 5 月の総会でアメリカ、カナダ外 11 か国のステータスが採択されております。

10 から 11 ページでございます。日本語の最後の方ですが、11 ページに 2007 年の BSE ステータス評価ということで、無視できるリスクの国にアルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド。管理されたリスクの国にアメリカ、カナダ、スイス、台湾、チリ、ブラジルということで、総会で採択されております。

この後、昨年 11 月 30 日に OIE の科学委員会から新たに 27 か国を対象とした BSE のステータス評価案が提示されました。これは昨年 12 月 14 日に我が方から概略は公表させていただいたところでございます。それにつきましては資料 4 で概要を付けさせていただいたところでございます。

10 ページを見ていただきまして、無視できるリスクの国にフィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、管理されたリスクの国にオーストリア、ベルギー以下ということで、23 か国が提示されております。他 2 か国が資料が不十分ということで、差し戻されているところでございます。

具体的にこれを踏まえまして、私どもの方でプリオンに関する専門家の意見。これは食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の下にございますプリオン病小委員会の委員の方々を基本にして意見をお聞きし、厚生労働省と協議した上で評価案に対する我が国のコメントを OIE に提出してございます。

具体的なコメントでございますが、コメントは資料の 7 ページからでございます。まず基本的な全般的なコメントということで、昨年の評価のときは科学委員会から提示された

報告書にデータがあまり付いていなかったということがございましたので、透明性を確保していただくように、報告書に我が国からのコメントとして提出していたところでございます。

今回は前回に比べまして、それぞれ OIE のコードの適用の考え方について、データが付いてきているということでございましたので、一定の評価をさせていただいたところでございます。

ただ、まだ評価対象国について、判定の根拠となった資料とかその概要が十分に付いていないということでございましたので、それぞれについて、より一層の資料の提示をということで、コメントを出した次第でございます。

1 つとしては、認定に当たっての重要な要素であるサーベイランスと飼料規制についてサーベイランスについては要件を満たしているという結論だけでなく、検査相当数あるいは獲得ポイント数というようなことが具体的に説明されていること。飼料規制の適性なレベルの管理及び査察については、より具体的な判断基準を提示して欲しいということ。そして、飼料規制導入後に出生した牛から BSE が確認されていることについて、どのような評価をしているかということ、要するにフィードバン以降の出生した感染牛について、どう評価していたのかということをお聞きしております。

また、カテゴリーの要件を満たされていない。例えばサーベイランスの点数がまだ十分に満たされていないものもございしますので、昨年も満たされると見込まれるということであったと思いますが、そういうことについても具体的にどう評価していただくかという根拠を出して欲しいということ。

一部の国についてはサーベイランスの不適切、飼料規制の実施状況について、情報が不十分と言われているにも関わらず、無視できるリスクの国を区分をされているということで、具体的な根拠を要請するということで、コメントを出させていただいたということでございます。

8 から 9 ページについては、それぞれの国について具体的に不十分な点について、それぞれ意見としてコメントとして出させていただいているところでございます。

この後、私どもといたしましては、もとのペーパーに戻りますけれども、これらの情報、更にコメントにちょうど同じときですけれども、アメリカやカナダ等へ科学委員会から飼料規制の状況やサーベイランス実施状況に関するデータの提供を求めていますので、これについても、その OIE に対しての報告状況等について情報提供を要請するということにして、コメントとして出させていただいた次第でございます。



最終的にはこの評価案については5月のOIE総会で採択されることになりますので、そのときにそれまでにそれなりのコメントを出すなり、総会での我が国の発言ということで賛否という対応を進めていきたいと考えている次第でございます。

以上簡単ですが御説明にさせていただきます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

日本はいつOIEに評価依頼する予定なんですか。

○姫田動物衛生課長 それにつきましては、いずれにしても厚生労働省と相談しながら、今後考えていきたいと考えております。いずれにしてもデータ等をそろえていくことも必要になるかと考えておりますので、今後、厚生労働省と協議してまいりたいと考えているところです。

○見上委員長 今年の5月にOIEのBSEステータスが決まった後なんですけれども、我が国の管理処置に影響が及ぶのか。また、管理措置を変更する考えはあるのか。そういうことはあり得ないですか。

○ 姫田動物衛生課長 OIEというよりWTO上もそれぞれの国がOIEの基準を上回る措置を採る場合、それぞれの国で科学的根拠があれば上乗せできるということになっておりますので、当然、我が方としては牛肉の輸入に際してのリスク管理、もちろんBSEのリスク管理については当然、食品安全委員会の意見を聞いてということにしております。

ですから、OIEのステータスが決まったからといって、即リスク管理政策が変わるということにはならないと考えています。

○見上委員長 本間先生。

○本間委員 例えばOIEの根拠というと、例の21か月と23か月場合がありますね。あれでもし追加の実験をやって、日本が自ら解釈を変えるということも、そのデータをもってすればあり得るんですか。

○姫田動物衛生課長 むしろそこは厚労省に聞いていただかないとお答えしづらいと考えております。いずれにしても、私どもがやっている死亡牛の検査は24か月齢以上の検査をやっているわけでございまして、21か月齢以上のBSE患者の検査については、厚労省でお決めになっているところです。いずれにしてもリスク管理を変える場合においては、食品安全委員会の御意見を聴くというのが基本的な考え方でございますので、そこは今までどおり変わっていないと考えていただきたいと思います。

○見上委員長 次年度以降、BSE の OIE ステータス評価を予定している国は想像できるんですか。

○姫田動物衛生課長 そこは情報としてはございません。今年認定されなかった国とか、そういうのは考えられますけれども、そこについての情報は持ち合わせておりません。

○見上委員長 是非そういう情報があったら、食品安全委員会の方に知らせてください。BSE に関して、今 14 か国の自ら評価をやっていますが、その中にもしかしたら次年度予定という国があれば、その情報を知りたいと思います。

○姫田動物衛生課長 情報収集に努めてまいりたいと思います。

○見上委員長 OIE がステータスを決定した後、OIE 自身がステータスが維持されているかどうかをどうやって検証するんですか。

○姫田動物衛生課長 これは基本的に OIE に毎年の報告事項がございますので、そこで当然クリアできていることを確認しているということになっております。ですから、当然ステータスが変わることもあり得るということでございます。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。このテーマは非常に大変なテーマなもので、情報をなるべく多く流していただいて評価したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、OIE の BSE ステータス評価案及びこれに対する我が国のコメントについては、本日の説明を聞く限り、これによって直ちに管理措置の変更に結び付くわけではなく、国民の健康へのリスクが変化することがないことから、当委員会としては特段コメントをすべきものではないと思います。

ただ、BSE については先ほど述べましたけれども、国民の関心が特に高い問題であることから、当委員会としても積極的に情報を収集していきますので、節目節目における報告をよろしくお願いいたします。

次の議題に移らせていただきます。「(5) 牛海綿状脳症の疑似患畜の見直しについて」です。引き続き、農林水産省の姫田動物衛生課長から報告があります。

本報告は昨年 12 月 14 日に農林水産省で開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 5 回プリオン病小委員会で報告、了承されたものです。それでは、よろしくお願いいたします。

○姫田動物衛生課長 資料 5 に基づいて御説明いたします。「牛海綿状脳症の疑似患畜の見直しについて」ということで、従来は当時の OIE の BSE コードを参照いたしまして、特定家畜伝染病防疫指針において疑似患畜の扱いを規定しております。

具体的には資料 5 の一番後ろ側ですが、疑似患畜の範囲として 12 ヶ月齢になるまでの間に生後 12 ヶ月以内の患畜と同居したことがあるというような同居牛と、もう一つ、患畜が発病する 24 ヶ月齢以内及び発病をした後に患畜から生まれた産子ということで、同居牛及び産子を疑似患畜の対象にしておりました。そういうところで規定しているところでした。

それで OIE のアドホック委員会で 18 年の 1 月に処分が必要な牛の患畜の範囲が検討されて、実験的根拠及び疫学的根拠のいずれも雌雄生殖器が BSE 病原体の伝達リスク要素であると示していないということで、実験的にはまず雌雄の生殖器によって BSE の伝達が行われないということ。そして、疫学的にも患畜の産子を調べた結果、他のものとの差が認められなかったというようなことがございました。

これを受けまして、同年 3 月に行われました OIE のコード委員会で、雌の患畜から誕生した動物が必ずしも BSE に暴露されているとは限らず、一般的な牛群より高いリスクを有するとは考えられないとされたところでございます。これを受けまして、OIE のコードが改正されたところでございます。

次のページです。具体的には先ほどの我が国の基準と同じところでございますけれども、産子がいわゆる BSE リスクを無視できる、あるいは管理すべきリスクの国が満たすべき条件としての処分が必要な牛の範囲から削除されたところでございます。これが我が国でいう疑似患畜の対象になるところでございます。

これを受けまして、指針の疑似患畜の範囲の見直しをプリオン病小委員会で御検討いただきました。その結果として、基本的に問題ないということですが、ただ、我が国はトレーサビリティ制度がありますので、患畜の産子についてトレーサビリティ制度の活用等によつての追跡をすることという条件をもって疑似患畜の範囲から除外することで差し支えないとされたところでございます。

1 枚めくっていただいて、先ほどのものでございますが、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正について、要するに具体的には産子を疑似患畜から削除することについて、現在のパブリック・コメントを行って、変更の手続を進めているところでございます。

以上、御報告に代えさせていただきます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。久しぶりに姫田さんがここに出席してく

ださったので、何かございませんか。

34 頭目のすごく高齢な黒毛和牛の疑似患畜の話は、今回説明していただいたのはまだ法律が通っていないから、従来の方法に従ってやるということですか。

○姫田動物衛生課長　そういうことになります。

○見上委員長　分かりました。外に何かございませんか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。言うまでもなく疾病に対する処置は疾病の状況、新たな知見等に応じて、時点時点で適切なものを処置していくというのが基本です。今回の疑似患畜の範囲の見直しについては、国際標準に準拠しつつ実験や疫学に基づき十分吟味された結果とのことですので、当委員会として特段コメントすべきものはないと認めます。姫田課長、本当にどうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「BSE の感染源及び感染経路に関する調査について」でございます。

農林水産省から委託研究として実施された BSE 感染源及び感染経路に関する疫学研究報告書については、農林水産省の境畜水産安全管理課長から報告があります。本報告書は昨年 12 月 14 日に農林水産省で開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 5 回プリオン病小委員会で報告了承されたものです。

それでは、よろしくお願いいたします。

○境畜水産安全管理課長　畜水産安全課長の境でございます。どうぞ本年もよろしくお願いいたします。

資料 6－1 に基づきまして、御説明をさせていただきます。なお、資料 6－2 につきましては冒頭、見上委員長の方からお話がございましたように、傍聴の方にはお配りしてありませんけれども、農林水産省のホームページで見れるということで御了承いただきたいと思います。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。これは今、委員長から御説明がありましたように、農林水産省の方でリスク管理型研究という研究事業がございまして、それに基づきまして委託研究が行われたものでございます。時期としましては、19 年 2 月までに確認された 32 例がこの疫学研究の対象になっております。研究総括者は東京大学の吉川教授ということになります。

概要でございますが、まず「（１）感染源及び感染経路の調査結果」ということで、全体的に我が国の BSE 汚染は EU に比べますと小規模で散発的、地域的発生であったと。北海道以外の地域ではまとまった発生は見られなかった。北海道では国内暴露によると思われ

る発生が見られるということが判明しております。

2)でございます。この BSE 感染牛 32 例を発生地域別、出生時期別に 6 群に分類をして感染源等の分析を行っております。資料の 3 ページ目を御覧いただきたいと思います。

図にございますが 6 群ということで、プレ A 群という平成 4 年に生まれた牛が 1 頭。

A 群という平成 7 から 8 年に生まれたということで 13 頭。これは下に書いてありますように飼料への反芻動物の組織の使用を禁止、これは通知で行政主導で行い、平成 8 年 4 月にこの通知を出しております。その前後に生まれたというものでございます。

B 群としましては、熊本の 1 頭。

C 群としては、北海道で生まれた 15 頭。

D 群としまして、若齢牛のホルスタイン種の雄去勢牛 2 頭。

平成 14 年 4 月以降に生まれたポスト D 群ということで、これは現在発生はないということとであります。その下にございますように、D 群が生まれた直前に飼料への反芻動物の組織の使用禁止を法令に基づきまして、行っております。また、肉骨粉等の飼料原料の法的な給与規制を開始するとともに、SRM を焼却するといったことを法的に規定をしております。

1 枚戻っていただきまして、(1)の2)を再度御覧いただきたいと思います。この 6 群ごとに説明をしております、①がプレ A 群ということで、94 年以前生まれの 1 例でございます、これは黒毛和種の高齢牛でございますけれども、孤発性の可能性が考えられるが、確定するには今後の研究成果を待つ必要がある。

②は A 群。これは 95 から 96 年生まれの群で 13 例でございます。この結果で見ますと、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳が原因となった可能性が考えられるということです。ただ、この代用乳の原料として使われました動物性の粉末油脂はオランダ産のものでございまして、オランダの疫学調査結果ではこの油脂は否定をされているということでございますし、また、EFSA のリスク評価におきましても油脂を原因とするのは当たらないといった結論がなされておまして、その結果を見ますとオランダ産の粉末油脂を感染原因とする合理的説明は困難という結論になっております。

注 1 と注 2 ということで、先ほど説明しましたようなオランダ国内での疫学調査結果で、動物性油脂の可能性は否定されている。注 2 としましては、EFSA が動物油脂につきましての定量的なリスク評価を行っておりますが、その油脂が感染源になることを否定しております。

3 つ目の③ B 群でございますが、これは九州生まれの 1 例ということです。これは輸入

されたイタリア産肉骨粉が汚染されていて、それが飼料工場で豚用飼料に用いられた肉骨粉が交差汚染した可能性があるということでございます。

④がC群ということで、99から2001年の北海道生まれの15例でございます。これにつきましては、A群のように共通の飼料は見られないということですが、A群の13例は見つかったわけですから飼料に回っていないわけですがけれども、同時期に感染した可能性のある牛由来の肉骨粉が汚染原因となった可能性があるのではないかとということであります。その原因としましては、北海道内の配合飼料工場における肉骨粉等の交差汚染といったことが否定できないということでございます。

2ページにまいりまして、⑤のD群でございます。これは2001年の飼料規制。これは牛の規制は9月に行いましたし、他の動物につきましては10月に法的規制を行っているわけですがけれども、その直後に生まれたということで、8例目は2001年10月生まれ、9例目は2002年1月生まれといった2例でございます。

そのうち8例目の23ヶ月齢のものにつきましては非定型例ということで、孤発性の可能性が考えられるということです。2002年1月生まれの21ヶ月のものにつきましては、飼料規制の法制化前に生産された飼料が農家に滞留し原因となった可能性は否定できないということになっております。

⑥がポストD群で2002年4月以降生まれの群ということで、飼料規制がなされた後の汚染飼料の農家等への滞留期間は6か月と考えますと、2002年4月以降では飼料規制の効果が出ているということですが、それ以降、生まれたものからは全く陽性例が発見されていないということで、この疫学調査の時点では2004年12月までにと畜された50万頭の中では全く見つかっていないということでございます。

「（２）今後の対応に関する提言」ということで、2001年10月以後に採ったリスク管理措置が有効であったか否かは今後数年のBSE検査データと疫学的解析が必要であるが、先行したEUのデータを参考にすれば、我が国はBSEの封じ込めに成功すると見込まれるという結論になっております。

御説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。何かございませんか。

○小泉委員 今後の対応のところですが、2001年10月以降の管理措置は非常に有効だったことが今後証明されるだろうということですが、それ以前の牛というのは大体何頭ぐら

いいんでしょうか。

○境畜水産安全管理課長 これについても実は調べておりまして、群ごとに申し上げてよろしいでしょうか。

プレA群1例。これは昨年9月30日現在でございますけれども、生きている牛880頭。

A群13例との同時期に生まれたものにつきましては、2万9,772頭ということになっています。

B群の熊本の1例と同時期に生まれたものは、8,933頭。

C群の北海道生まれの15例と同じ時期に生まれたものが、28万2,029頭。

D群というホルスタインの去勢牛と同時期に生まれたもので、13年10月から14年1月の間ということですが、5万9,694頭ということになっております。

全体の総数は441万頭で、その内訳ということで、この群ごとに確認された時期に生まれた牛の数です。

○見上委員長 外にございませんか。

○畑江委員 よく分からないので教えてほしいんですが、C群の原因はA群が汚染原因となったというのは、A群と同じ原因ということなんですか。

○境畜水産安全管理課長 ②のA群のところの生年月日が95から96年生まれということですが、ホルスタインの場合、大体6歳前後で淘汰されるということになります。

C群の生まれ時期が99から2001年ということになりますが、淘汰が4歳ぐらいから始まるとしますと、そのA群の13頭はBSEを確認して焼却処分されているわけですが、と畜場検査や死亡牛検査が導入されるまでの間にA群の中で淘汰されて肉骨粉になったものがあつたと考えるわけでございまして、それがC群の生まれた後にC群が摂取した可能性がある。ただ、それが豚用の飼料から交差汚染してこのC群の牛の感染原因になったのではないかとございまして。

○畑江委員 ありがとうございます。

○見上委員長 外にございませんか。

○小泉委員 そうすると、この若い2例は別として、今まですべての検査された中で30頭位と出たわけですね。今は440万頭ほど残っていますが、ここから発生する可能性の確率はどのくらいなんでしょうか。今まで検査はトータル的に検査された牛の数は何頭になりますか。700万頭ぐらいでしょうか。だけれども、若いのも入っていますから、ちょっと計算しにくいですね。これ以前の牛をどれぐらい検査して何頭出たかということですね。

それで確率計算をすると、ここから何頭出てくる可能性があるか。

○境畜水産安全管理課長 年間、大体 120 から 130 万頭と畜とか死亡牛が増えますとあるわけございまして、2001 年 10 月から検査を開始しておりますから、2002 年から数えますと約 7 年がもう過ぎたということです、 $120 \times 7$  ということで 840 万頭ぐらいという形の中で、現在 34 頭の患畜が発見されているということだと思います。

この疫学調査の中では、どのくらいあるかということについては研究されておられませんけれども、この食品安全委員会の方で国内の BSE のリスク管理措置について、以前、自ら評価の中でやっていただいております、その中ではたしか三十数頭とか、いずれにしても二けたの発生があるのではないかという報告がなされていたのではないかと思います。具体的なデータは持ち合わせておりません。

○小泉委員 今の検査では若い牛も入っていますね。この 2001 年 10 月以降のも含まれているので、700 万頭から確率計算をするのは難しいかなと思うんですけどもね。

○境畜水産安全管理課長 この図を見ていただきますと、D 群を除きますと C 群でまとまった発生があるわけです。A 群は先ほど数値を申し上げましたように、A 群の仲間は昨年 9 月 30 日付けで 3 万頭を切っているわけですので、その後ももう淘汰が進んでいると考えますと、出る可能性はありますけれども、最近はこの A 群の連れの患畜はあまり発見されていなくて、この 33 例目も C 群に相当する時期のものだったということでもあります。

ただ、34 例目は非常に老齢の牛で、プレ A 群に相当する平成 4 年生まれだったというものでございまして、今後発見されるとすれば、この C 群の連れであります 28 万頭余りの中から発見される可能性があるのではないかと考えております。

○見上委員長 外にございませんか。これはまだ詳細に読んでいないので、報告書内に書いてあるかどうか。仮に書いてあるとしたら、どういうふうに書いてあるかを簡単に説明して願いたいのは、例の 8 頭目、9 頭目の 21 ヶ月、23 ヶ月の牛で 1 頭はプリオンのウェスタンブロッティングのパターンが孤発性であるということは分かっているんですけども、いずれにしましても若齢でプリオン量は 500 分の 1 から 1,000 分の 1 ぐらいのわずかなものです。その原因が多分、肉骨粉だとしたならば、相当濃厚汚染をされていたはずで

す。

それにも関わらず、この仲間からは 1 頭も出ていないということに関して、報告書はどういうディスカッションをしているんですか。

○境畜水産安全管理課長 今、委員長からの御指摘については、記載はされていないと思います。ただ、今、御指摘がございましたように、8 頭目、9 頭目の若齢牛と同時期に生



まれた雌牛が現在、淘汰の時期に入ってきておりますので、まだこれは発見されていないわけですが、そこで出てくるかどうかということも1つの8例目、9例目の考え方についての参考になろうかと期待をしているところでございます。

○見上委員長 分かりました。外にございませんか。よろしいですか。

それでは、今後ともプリオンのリスク評価に資する疫学的、科学的知見を提供していただくようお願いいたします。境畜水産安全管理課長、ありがとうございました。

なお、本日、農林水産省から報告がございました3件の内容につきましては、事務局よりプリオン専門調査会の専門委員の皆様にはきちんと伝えておいてください。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「(7)平成20年度食品安全モニターの募集について(案)」について、事務局から説明願います。

○西村勧告広報課長 それでは、「(7)平成20年度食品安全モニターの募集について(案)」を資料7に沿って御説明申し上げます。

最初にこのモニター制度の趣旨です。このモニターというのは食品安全委員会が行ったリスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況、又は食品の安全性などについて意見等を頂くために委員会が依頼するというものであります。

どういう方に依頼するかというのがこの2番目にありますけれども、対象者と言いますか応募資格となっております。日本国内に住んでいて、なおかつ満二十歳以上の人。食品の安全について関心をお持ちの方。さらには、食品安全モニター会議が年に1回ありますけれども、この会議に出席可能な方。そして、次のいずれかの条件を満たしていると。

次の条件というのは、まず最初に、大学等で食品に関係の深い学問を終了していること。

②が、食品に関係の深い資格を持っていること。

③が、食品の安全に関する業務に従事したことがあること。このいずれか1つを満たせばいいということになっております。

このモニターの定数は470人なんですけど、今、任期を2年にしていまして、1年ごとに半分を改選するというので、今回20年度は235名の方の募集ということになります。

2ページ「3 食品安全モニターの役割」が書いてあります。

まず、食品の安全に係る調査について報告していただく。

②が、食品安全行政などに気付いたら、意見を随時報告してもらう。

③が、危害情報等を入手したら、すぐ様我が方に情報提供をしてもらう。

④が、先ほど申しあげました食品安全モニター会議へ出席していただく。

あと、この報告等の活用ですけれども、ここの委員会だけではなくて、関係行政機関に

もこの中身を送付しまして、食品の安全性の確保に関する施策の参考にするということにしております。

以上、この委員会でこの案について御了解いただいたならば、早速明日から募集の開始に入りたいと思っております。募集のやり方としましてはここにありますように、ホームページに掲載するとか、政府広報でもって新聞とかメディアを使って、幅広く募集を掛けたいと思っております。

以上です。

○見上委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

○畑江委員 モニターになるための条件が①から③とありますけれども、これは最初からあったのでしょうか。途中から決まったんですか。

○西村勸告広報課長 これは食品安全委員会が発足した平成 15 年の最初から、こういう条件を付けております。

○見上委員長 よろしいですか。外に何かございませんか。

それでは、平成 20 年度の食品安全モニターの募集について、事務局は募集の手続を進めるようにお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「平成 20 年度食品安全委員会予算（案）の概要及び組織・定員要求結果の概要について（報告）」、事務局から報告を願います。

○大久保総務課長 それでは、資料 8 に基づきまして、御報告申し上げます。

昨年末に予算編成を経まして、食品安全委員会の予算（案）を決定しております。定員要求と併せまして、資料 8 に基づきまして、御報告いたします。

まず 1 ページの右上に記載してございますように、20 年度の食品安全委員会の予算（案）の総額は 14 億 8,700 万円になっておりまして、細かくは後ほど説明しますけれども、重点事項につきましては平成 19 年度予算と同額なり増額という結果になっております。

なお、19 年度予算と比べまして、右上を見ていただければお分かりになりますように、全体としては若干マイナスになっておりますけれども、これにつきましては各事業においては、効率的な予算執行を行うということなどにより、必要な予算は確保できたと認識しております。

それでは、重点事項について簡単に申し上げます。

1 ページ目の下の囲みになりますけれども、食品健康影響評価技術研究につきましては平成 17 年度から開始されまして、平成 20 年度から 2 サイクル目に入るというものでござい

ます。

平成 20 年度予算におきましては、従来から横断的な評価手法に関する研究に加えまして、新たに国際動向ですとか新たな評価ニーズに対応した評価手法の開発ですとか、あるいは評価技術の高度化に係る研究の推進。こういうものもできるように見直しを行う。そのために予算といたしまして、ここに記載のとおり 3 億 6,400 万円の予算を確保できたというところでございます。

裏の 2 ページになります。まず最初に上の囲みでございます。「地域におけるリスクコミュニケーションの推進」につきましては、平成 20 年度予算（案）におきましては、新たに科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーターの育成を行う。そういう経費が認められたところでございます。

その下の囲みでございますけれども、食品健康影響評価に係る国際対応の強化につきましては、平成 20 年度予算（案）におきまして、国際関係機関との連携強化のための評価書の英訳経費の増額が認められたところでございます。

その下になりますけれども、食品安全総合情報システムにつきましては、平成 20 年度予算（案）におきまして、19 年度予算と比べましてシステムの安定運用に必要な経費が 600 万円ほどの増ということで必要な予算を確保できたというところでございます。

最後の囲みになりますけれども、緊急時を想定した訓練等の経費。これは平成 19 年度と同額の予算という形で、必要な予算を確保できたと考えております。

3 ページ目になります。平成 20 年度組織・定員要求結果の概要ということで簡単に御説明いたします。

下の方にあります①にございますけれども、平成 20 年度要求におきまして、ポジティブリストに対応するということで、評価課に評価専門官 2 名の増員が認められたということでございます。

②でございますけれども、リスクコミュニケーション実施体制の拡充ということで、主に新食品系を担当するということで、リスクコミュニケーション専門官 1 名の増員が認められております。

なお、一番下の※に記載してございますけれども、平成 18 年度から定員削減計画がございます。これに伴いまして、別途削減 1 名を実施するということになっております。

全体は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容等につきまして、御質問がございましたら、よろしくお

願いたします。何かございませんか。

この厳しい状況下で3名の増員、ただし1名はマイナスになるということで、トータル2名と考えてよろしいんですか。

○大久保総務課長 結果、そういうことでございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。外にございませんか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「食品安全委員会の12月の運営について」、事務局から報告願います。

○大久保総務課長 それでは、資料9に基づきまして、12月の運営状況について、御報告申し上げます。

「1. 食品安全委員会の開催」状況でございます。12月6日開催いたしました第218回会合の結果でございますが、(1)にありますように農薬2品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

(2)は、動物用医薬品専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

その外でございますが、食品安全委員会の11月の運営、食品安全モニター報告10月分、食の安全ダイアル11月分について報告をしたところでございます。

12月13日に開催いたしました第219回会合の結果でございます。

(1)は、遺伝子組換え食品等1品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けたところでございます。

(2)は、農薬専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することが決定したところでございます。

(3)の食品健康影響評価につきましては、表に記載の品目につきまして検討いたしまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関へ通知することを決定したところでございます。

(4)は、企画専門調査会に当面調査審議を求める事項につきまして、了承を得たというところでございます。

2ページです。12月20日の第220回会合の結果でございます。

(1)は、農薬10品目につきまして、リスク管理機関からの説明を受けたところでございます。

(2)は、記載の表にございますように、2つの専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定したところでござ

います。

（３）は、食品健康影響評価の結果でございます。記載の品目につきまして検討いたしまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知することを決定したところでございます。

（４）は、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 19 年度評価依頼物質につきまして、厚労省からの説明を受けたところでございます。

その外、平成 20 年度の食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補、食品安全モニターの課題報告、食品安全モニターの報告（11 月分）の報告をしたところでございます。

「２ 専門調査会の運営」でございます。以下、開催日時のみを紹介とさせていただきます。

添加物専門調査会につきましては、第 52 回会合を 12 月 25 日に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第 32 回幹事会を 12 月 5 日、第 18 回総合評価第一部会を 12 月 5 日、第 10 回確認評価第二部会を 12 月 10 日、第 12 回確認評価第一部会を 12 月 14 日、第 33 回幹事会を 12 月 19 日、第 10 回確認評価第三部会を 12 月 19 日に開催したところでございます。

動物用医薬品専門調査会につきましては、第 3 回確認評価部会を 12 月 18 日、第 86 回会合を 12 月 18 日に開催しております。

かび毒・自然毒等専門調査会につきましては、第 8 回会合を 12 月 19 日に開催しております。

４ページ「３ 意見交換会等の開催」でございます。各地の意見交換会につきましては、12 月 3 日に食品安全フォーラムを栃木県で開催しております。また、指導者育成講座につきましては 12 月 18 日に岡山県、12 月 19 日に福岡県で開催しております。

リスクコミュニケーション育成講座につきましては、12 月 21 日に栃木県、12 月 26 日に福岡県で開催しております。

その外でございますが、12 月 3 日に緊急時対応訓練を実施しております。

季刊誌第 15 巻を発刊したところでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、外に議事はございませんでしょうか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 ありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして食品安全委員会第 221 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、1 月 17 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

来週 15 日火曜日 14 時から、添加物専門調査会が公開。

16 日水曜日 10 時から、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会が公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。以上です。